

本日、大阪高裁に控訴！ 判決文に「休業」の文字は一切なし 全て会社の裁量権が許されるのか！

6月23日、大阪地裁による「コロナ裁判」の不当判決を受けて、原告の萩原さんと柿本さんは、判決は1行たりとも受け入れられないとして、本日、大阪高等裁判所に「控訴」の手続きを済ませました。岩崎雄亮裁判長による、「課題提出は義務ではない」ことを前提とした上で、自宅待機からの除外が「裁量権からの逸脱とは言えない」という判決に対して大阪高裁で全面的に争う姿勢です。



大阪高裁への手続きを終えた原告の萩原さんと柿本さん